

再生可能エネルギー導入時の留意事項

1 事業用太陽光発電設備の償却資産（固定資産税）申告について

本市内で事業に使用している資産（構築物・機械・備品など）は、「償却資産」として毎年1月1日現在所有している方が1月31日までに市へ申告する必要があります。

事業用の太陽光発電設備は売電事業用の機械として償却資産に該当します。申告の対象となる太陽光発電設備は、以下のとおりです。

設置者・発電量別の区分

設置者	10kW以上の太陽光発電設備（余剰売電・全量売電）
個人 （個人事業主・事業用）	個人であっても事業の用に供している資産は、発電出力量や余剰売電・全量売電に関わらず、償却資産として課税の対象となります。
法人	事業の用に供している資産であるため、発電出力量や余剰売電・全量売電に関わらず、償却資産として課税の対象となります。

※ 10kW未満の太陽光発電設備（余剰売電）については、「福島市の豊かな自然と魅力ある景観を次世代へ守り継ぐための太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の対象外ですが、事業に使用（共同住宅、事務所、倉庫などに設置）している場合、償却資産として課税の対象となります。

太陽光発電設備の評価区分

太陽光パネルの 設置方法	太陽光発電設備						
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコン ディショナー	表示ユニット	電力量計等	フェンス等の 外構工事
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物等）に設置	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産	償却資産

- ・ 架台に乗せて屋根に設置または地上などに設置した場合、償却資産の申告が必要です。
- ・ 太陽光パネルが家屋の屋根材になっているものは、家屋として評価されるため、申告の対象となりません。

2 法や条例による規制および関係機関について

本市において再生可能エネルギーを導入する場合に留意すべき各種法規制等の概要は、以下のとおりです。

なお、施設の具体的な規模や内容によって異なるため、各担当課との協議や手続きが必要となる場合があります。

事業を進めるにあたり、市の関係部局及び各関係行政機関への確認をお願いいたします。

各種法規制等の概要

区分	関係法令等	規制の概要	国・県の担当部署 ・申請窓口 等	市の窓口	施設の種類(※)				
					太	風	水	地	バ
自然 災害 等 の 影 響	砂防法	砂防指定地内における行為の許可	県北建設事務所行政課	河川課	○	○	○	○	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法	行為等が規制されるものではないが、注意が必要な箇所が示されている	県北建設事務所行政課	河川課	○	○	○	○	○
	河川法	工事の承認、流水、土地の占用の許可	県北建設事務所行政課	河川課	○	○	○	○	○
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	特定開発行為の制限 土砂災害発生時に住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある土地	県北建設事務所行政課	河川課	○	○	○	○	○

※太：太陽光発電・熱利用

風：風力発電

水：水力発電

地：地熱発電

バ：バイオマス発電

区分	関係法令等	規制の概要	国・県の担当部署 ・申請窓口 等	市の窓口	施設の種類(※)				
					太	風	水	地	バ
自然環境保全や文化財・景観の保護	自然公園法	国立(国定)自然公園内の行為の許可等	県自然保護課 県北地方振興局県民生活課		○	○	○	○	○
	自然環境保全部 県自然環境保全条例	自然(緑地)環境保全地域内の行為の許可等	県自然保護課 県北地方振興局県民生活課		○	○	○	○	○
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区内での開発の許可	県自然保護課 県北地方振興局県民生活課		○	○	○	○	○
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区における各種開発行為の規制	県自然保護課		○	○	○	○	○
	文化財保護法 福島県文化財保護条例 福島市文化財保護条例	埋蔵文化財発掘の届出 遺跡発見の届出	県教育庁文化財課	文化振興課	○	○	○	○	○
	景観法 福島市景観条例	一定規模以上の行為における事前届出		都市計画課	○	○	○	○	○
	国有林野の管理経営に関する法律	公用、公共用又は公益事業の用に供する場合の貸付許可	林野庁福島森林管理署	農林整備課	○	○	○	○	○
	国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて	自然エネルギーを利用した発電事業用地としての貸付許可	林野庁福島森林管理署	農林整備課	○	○	○	○	○
森林法	所有者となった旨の届出 伐採の届出 林地開発行為の許可 保安林の指定の解除	県森林保全課 県北農林事務所森林土木課	農林整備課	○	○	○	○	○	

区分	関係法令等	規制の概要	国・県の担当部署 ・申請窓口 等	市の窓口	施設の種類(※)				
					太	風	水	地	バ
生活環境への影響	道路法	道路に工作物、物件または施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合の許可	国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所 県北建設事務所 行政課	路政課	○	○	○	○	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域内における土地の形質の変更届出		廃棄物対策課	○	○	○	○	○
	都市計画法	区域区分・地域地区、都市施設に関すること 開発許可	県都市計画課 県北建設事務所行政課	都市計画課 開発建築指導課	○	○	○	○	○
	福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区内における一定行為の許可申請		開発建築指導課	○	○	○	○	○
	宅地造成及び特定盛土等規制法（旧宅地造成等規制法）	規制区域内での宅地造成等に関する工事の許可	県都市計画課	開発建築指導課	○	○		○	○
	農地法	農地転用の許可	県農業担い手課 県北農林事務所指導調整課	農業委員会 事務局	○	○		○	○
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域からの除外	県農業担い手課 県北農林事務所指導調整課	農業企画課	○	○		○	○
	公有地の拡大の推進に関する法律	一定面積以上の土地（都市計画施設にかかるものを含む）を有償譲渡する場合の事前届出（地方公共団体による土地の買取り希望の有無の確認）		都市計画課	○	○	○	○	○
	国土利用計画法	一定面積以上の土地取引を行った場合の届出	県復興・総合計画課 県北地方振興局地域づくり・商工労政課	都市計画課	○	○	○	○	○
	福島県大規模土地利用事前指導要綱 福島市大規模土地利用事前指導要綱	5ha以上の開発行為の許可開発区域内に農地転用の許可が必要な農地が4haを超える場合	県復興・総合計画課 県北地方振興局地域づくり・商工労政課	都市計画課	○	○	○	○	○
建築基準法	建築確認（屋内的用途に供さず、電気事業法第2条第1項第18号の電気工作物である太陽光発電設備は確認不要）		開発建築指導課	○	○	○	○	○	
環境影響評価法 福島県環境影響評価条例	環境影響評価の実施	県環境共生課	環境課	○	○	○	○	○	

区分	関係法令等	規制の概要	国・県の担当部署 ・申請窓口 等	市の窓口	施設の種類(※)				
					太	風	水	地	バ
	騒音規制法 振動規制法 水質汚濁防止法 福島県生活環境の保全 等に関する条例 福島市公害対策防止条例	届出対象施設の届出		環境課	○	○	○	○	○
	土壌汚染対策法	一定規模以上の土地の形質 変更を行う場合の届出		環境課	○	○	○	○	○
	福島市水道水源保護条例	水道水源の保護		環境課	○	○	○	○	○
	福島市法定外公共物の 管理に関する条例	工事の承認 流水、土地の占用の許可		【道路】 路政課 【水路】 河川課※1 農林整備課※2	○	○	○	○	○
	福島市火災予防条例	全出力が 50 キロワット以 下のものを除いた高圧又は 特別高圧の変電設備を設置 する場合の届出		消防本部予防課	○	○	○	○	○
	再生可能エネルギー電 気の利用の促進に関す る特別措置法	F I T / F I P 制度による 発電事業を行う場合の認定	経済産業省 資源エネルギー庁		○	○	○	○	○
	電気事業法	工事計画の届出、保安規定 の届出、電気主任技術者の 選任等	関東東北産業保安監督部 東北支部		○	○	○	○	○

※1 市街化区域及び都市計画区域外の場合

※2 市街化調整区域の場合